

久庶第 475 号
令和8年7月22日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 佐 世 芳 様

久喜市長 貴 志 信 智

久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について（諮問）

久喜宮代衛生組合（以下「組合」という。）が令和9年3月31日で解散することに伴い、現在、久喜市において組合で発生した文書を引き継ぐ予定で事務を進めています。

引き継ぎ後の組合文書は、久喜市情報公開条例第2条第2項で定義する「職務上取得した文書」及び附則第2項の適用区分で規定する「条例の施行日以後に実施機関が取得した情報」に該当するため、同条例に基づく公開請求の対象となります。

また、引き継ぎ後の組合文書に含まれる個人情報、個人情報の保護に関する法律第60条第1項で定義する「保有個人情報」に該当するため、同法に基づく個人情報の取扱いの規律や保有個人情報開示請求の対象ともなります。

このため、引き継ぎ後の文書に係る情報公開制度及び個人情報保護制度上の取扱い並びに手続等について整備をする必要があることから、所要の改正を行うものです。

つきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1号及び第2号の規定に基づき、下記の事項につきまして、貴審議会の意見を求めます。

記

〈諮問事項〉

久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について（諮問）

資料2

久喜宮代衛生組合の解散に伴う関係条例の改正について（諮問）

1 改正の趣旨

久喜宮代衛生組合（以下「組合」という。）が令和 9 年 3 月 31 日で解散することに伴い、現在、久喜市において組合で発生した文書を引き継ぐ予定で事務を進めている。

引き継ぎ後の組合文書は、久喜市情報公開条例第 2 条第 2 項で定義する「職務上取得した文書」及び附則第 2 項の適用区分で規定する「条例の施行日以後に実施機関が取得した情報」に該当するため、同条例に基づく公開請求の対象となる。

また、引き継ぎ後の組合文書に含まれる個人情報、個人情報の保護に関する法律第 60 条第 1 項で定義する「保有個人情報」に該当するため、同法に基づく個人情報の取扱いの規律や保有個人情報開示請求の対象ともなる。

このため、引き継ぎ後の文書に係る情報公開制度及び個人情報保護制度上の取扱い並びに手続等について整備をする必要があることから、所要の改正を行うものである。

2 対象例規

- （1）久喜市情報公開条例の一部を改正する条例
- （2）久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- （3）久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例
- （4）久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

3 施行日

令和 9 年 4 月 1 日

1 久喜市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

〈改正案〉

附 則

～略～

（解散前の久喜宮代衛生組合から継承された公文書の適用区分）

6 この条例は、失効前の久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第9号）の適用を受けることとされていた情報について適用する。

（承継された解散前の情報の任意的な公開）

7 実施機関は、解散前の久喜宮代衛生組合から承継された情報で、この条例の適用を受けないものについて公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

8 この条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〈規定理由〉

現行の久喜宮代衛生組合情報公開条例では、平成12年4月1日以後に作成・取得した公文書について条例の規定を適用しており、それ以前の公文書については、任意的公開申出の取扱いにしている。

このため、解散後の衛生組文書についても同様の取扱いが望ましいことから本市の情報公開条例の附則に上記第6項及び第7項を加える改正を行うものである。

また、改正条例の施行の日の前日までに行われた公開決定等の処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開条例が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置として第8項を附則に加えるものである。

〈要旨〉

1 第6項関係

条例の適用区分を組合条例と同様に平成12年4月1日以後に作成・取得した文書に適用することを定める。

2 第7項関係

衛生組合から継承された情報で第6項で規定する本条例の適用を受けないものについては、公開の申し出に応じるよう努力規定を定める。

3 第8項関係

改正条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定める。

4 施行日

令和9年4月1日

〈参考：久喜市情報公開条例〉

久喜市情報公開条例とは、久喜市が保有する公文書の公開請求手続きや非公開情報など、運用に関する事項を定めたものである。

〈参考〉

久喜宮代衛生組合情報公開条例（抜粋）

（費用負担）

第16条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。
ただし、前条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

～ 略 ～

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（適用）

2 この条例は、平成12年4月1日(以下「適用日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

（適用外公文書の任意的公開等）

3 実施機関は、適用日前に作成し、又は取得した公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。この場合において、第16条の規定は、申出に係る公文書の公開について準用する。

〈参考：関連例規の改正〉

久喜市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（案）

〈改正案〉

附 則

～略～

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例施行規則（平成14年久喜宮代衛生組合規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〈規定理由〉

改正規則の施行の日の前日までに行われた公開請求に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開条例施行規則が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置を附則に設けるものである。

〈要旨〉

1 第3条関係

改正規則の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定める。

2 施行日

令和9年4月1日

〈参考：久喜市情報公開条例施行規則〉

久喜市情報公開条例施行規則とは、久喜市情報公開条例に基づき、市長が行う公文書の公開等に関する事務に関し必要な、手続に係る様式等の事項を定めたものである。

2 久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）

〈改正案〉

附 則

～略～

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久喜宮代衛生組合条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〈規定理由〉

改正条例の施行の日の前日までに行われた開示請求に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例が失効することによって無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置を附則に設けるものである。

〈要旨〉

1 第5条関係

改正条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定める。

2 施行日

令和9年4月1日

〈参考：久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例〉

久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例とは、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な、開示請求に係る手数料、開示決定等の期限等の事項を定めたものである。

〈参考：関連例規の改正〉

久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（案）

〈改正案〉

附 則

～略～

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年久喜宮代衛生組合規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〈規定理由〉

改正規則の施行の日の前日までに行われた開示請求等に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行細則が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置を附則に設けるものである。

〈要旨〉

1 第3条関係

改正規則の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定める。

2 施行日

令和9年4月1日

〈参考：久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則〉

久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則とは、個人情報の保護に関する法律及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な、手続に係る様式等の事項を定めるものである。

3 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例（案）

〈改正案〉

附 則

～略～

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〈規定理由〉

改正条例の施行の日の前日までに行われた審議に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例が失効することによって無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置を附則に設けるものである。

〈要旨〉

1 第3項関係

改正条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定める。

2 施行日

令和9年4月1日

〈参考：久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例〉

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例とは、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の設置に関し必要な、所掌事項、組織等の事項を定めたものである。

4 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）

〈改正案〉

附 則

～略～

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年久喜宮代衛生組合条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〈規定理由〉

改正条例の施行の日の前日までに行われた審議に係る処分、手続その他の行為については、衛生組合の解散に伴い久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例が失効することで無効になってしまうことから、解散後も当該処分等を引き継ぐことが可能となるよう、経過措置を附則に設けるものである。

〈要旨〉

1 第3条関係

改正条例の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定める。

2 施行日

令和9年4月1日

〈参考：久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例〉

久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例とは、久喜市情報公開・個人情報保護審査会の設置に関し必要な、所掌事項、組織、調査権限等の事項を定めたものである。